

「指定通所介護（通所型サービスみなし）」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(岐阜県指定 第2171500503号)

当事業所はご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護（要支援）」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1.事業者	2
2.事業所の概要	2
3.事業実施地域及び営業時間	2
4.職員の配置状況	3
5.当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6.個人情報の取扱いについて	5
7.苦情の受付について	6
8.緊急時の対応について	7
9.非常災害時の対策	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会
(2) 法人所在地 岐阜県中津川市かやの木町2番5号
(3) 電話番号 0573-66-1111
(4) 代表者氏名 会長 加藤 出
(5) 設立年月 昭和53年2月6日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成17年4月1日指定
指定介護予防通所介護事業所・平成18年4月1日指定
岐阜県指定2171500503号
- (2) 事業所の目的 要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護サービスを提供する。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンターさくら苑
- (4) 事業所の所在地 (本体事業所)
岐阜県中津川市坂下1523番地1
0573-75-5566
(サテライト型事業所)
岐阜県中津川市川上2228-1
0573-74-2010
- (5) 事業所長(坂下支所長)氏名 大橋 雅樹(事業所管理者)氏名 安江 豊
- (6) 当事業所の運営方針
1. 利用者が可能な限り在宅で自立した日常生活が出来るよう支援する。
2. 要介護認定等の申請について支援を行う。
- (7) 開設年月 平成17年4月1日
- (8) 利用定員 53人
- (9) 事業所が行っている他の業務
当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。
[居宅介護支援] 平成17年4月1日指定 岐阜県2172000701号
[介護予防居宅介護支援] 平成18年4月1日指定 岐阜県2172000701号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 中津川市
- (2) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～金曜日 但し、12月29日から1月3日は除く
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時00分

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービス及び通所型サービスみなしを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者兼生活相談員）	1.0	1名
2. 生活相談員兼介護職員	2.0	2名
3. 介護職員	7.3	6名
4. 看護職員	3.6	3名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、
1 名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間：午前 8：30 分～午後 5 時：15 分 ☆原則として 6 名以上の介護職員が勤務します。
2. 看護職員	勤務時間午前 8：30 分～午後 5 時 15 分 ☆原則として 2 名以上の看護職員が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割又は 8 割）が介護保険から給付されます。

利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

〈サービスの概要〉

☆共通的服务

①食事の準備、介助を行います。

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）
- ・から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（２）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

通所介護・通所型サービスみなしサービスの利用料及びその他の費用は、以下の通りです。

なお、２割負担の方の場合は、下記の自己負担額の２倍の料金となります。

（介護保険負担割合証をご確認して下さい。）

【要支援の場合】

（単位：円）

介護度	利用料	サービス提供強化加算（Ⅰ）
要支援 1	1,647	7 2
要支援 2	3,377	1 4 4

＊要支援の料金は、月額単位です。

【要介護の場合】

（単位：円）

介護度	利用料	入浴加算	サービス提供体制加算（Ⅰ）
要介護 1	645	5 0	1 8
要介護 2	762		
要介護 3	883		
要介護 4	1,004		
要介護 5	1,125		

＊要介護の料金は、１回単位です。

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 6 条参照）

＊以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：１回あたり 7 4 0 円

②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：必要に応じて材料代等の実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金、医療品使用代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

歯ブラシ代：150 円，吸引カテーテル代：70 円，プラスチックシリンジ代：140 円
カテーリパット代：小 40 円，中 80 円，大 200 円

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第 6 条参照）

前記（１）、（２）の料金・費用は、毎月末締めで計算し、ご請求させていただきます。
翌々月の 6 日（6 日が休日の場合は、翌日または翌々日）に、指定された口座より引き落とさせていただきます。（1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

金融機関口座からの自動引き落とし
ご利用できる金融機関：東美濃農業協同組合，岐阜信用金庫

（４）利用の中止、変更、追加（契約書第 7 条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用額の 5 0 %

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 個人情報の取扱について

当事業所は、ご契約に伴いお客様の個人情報を頂いております。この文章は、個人情報保護法の規定及び当事業所個人情報方針に従い、ご契約に伴い当事業所が入手したお客様の個人情報は、以下の通りお取扱致します。

（１）当事業所が保有する個人情報

当事業所は、下記のお客さまも個人情報を保有しています。

- ①介護サービスの提供を希望されるお客さま、及びその家族の氏名・年齢・住所・電話番号・勤務先・メールアドレス、及びお客さまが申告した事項
- ②お客さまが指定した支払手段における金融機関と口座情報
- ③介護サービスを提供する為に必要な介護情報（提供表・ADLを含む介護情報）

（２）個人情報の利用目的

当事業所が保有するお客様の個人情報は、当事業所の運営方針に基づいた介護サービスの提供を円滑に行う事を目的として利用させていただきます

- ①介護サービスの提供

< 第三者委員 >

名 前	連 絡 先
中 澤 なみ子	電 話 0 5 7 3 - 6 5 - 2 7 8 4
大 蔵 敏 治	電 話 0 5 7 3 - 6 9 - 4 8 6 3

(3) 行政機関その他苦情受付機関

中津川市役所 介護保険担当課	所在地 岐阜県中津川市かやの木町 2 番 5 号健康福祉会館 電話番号 0 5 7 3 - 6 6 - 1 1 1 1 (内 6 1 3) F A X 0 5 7 3 - 6 2 - 0 0 5 8 受付時間 午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分
国民健康保険団体連合会	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1111・F A X 058-277-0431 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
岐阜県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館内 電話番号 058-273-1111・F A X 058-275-4858 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

8. 緊急時の対応について

- 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又は、あらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるものとする。
- 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所〔介護予防にあたっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

9. 非常災害時の対策

非常災害に関する対策は、事業所の消防計画を遵守し、非常災害に備えることとします。

平成 年 月 日

指定通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンターさくら苑通所介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの提供開始に同意しました。

また、主治医及びサービス提供事業者等から居宅サービス計画（ケアプラン）の内容について情報提供を求められた場合は、その情報提供について同意します。

利用者住所 中津川市

氏名

印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 37 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 8 条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

(本体事業所)

(1) 建物の構造 木造瓦葺平屋建て

(2) 建物の延べ床面積 660 m²

(3) 事業所の周辺環境

中学校に隣接し周辺は静寂かつ日当たり良好

(サテライト型事業所)

(1) 建物の構造 木造瓦葺平屋建て

(2) 建物の延べ床面積 287.17 m²

(3) 事業所の周辺環境

医師住宅に隣接し周辺は静寂かつ日当たり良好

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

2名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

3名の機能訓練指導員（看護師）を配置しています。

管理栄養士…昼食の献立作成及び栄養ケアを担当します。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

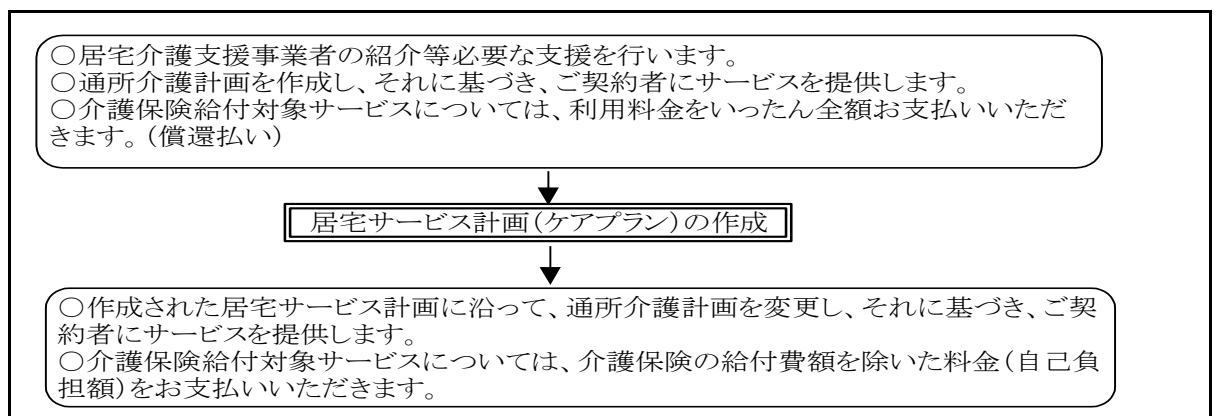
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に通所介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

② その担当者は通所介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

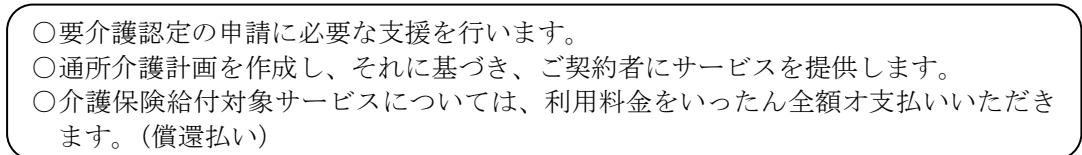
※ サービス実施日や加算対象サービスの利用の有無等については、居宅サービス計画に定められます。

※ 通所介護計画では、居宅サービス計画に沿って、具体的なサービス内容や援助目標を定めます。

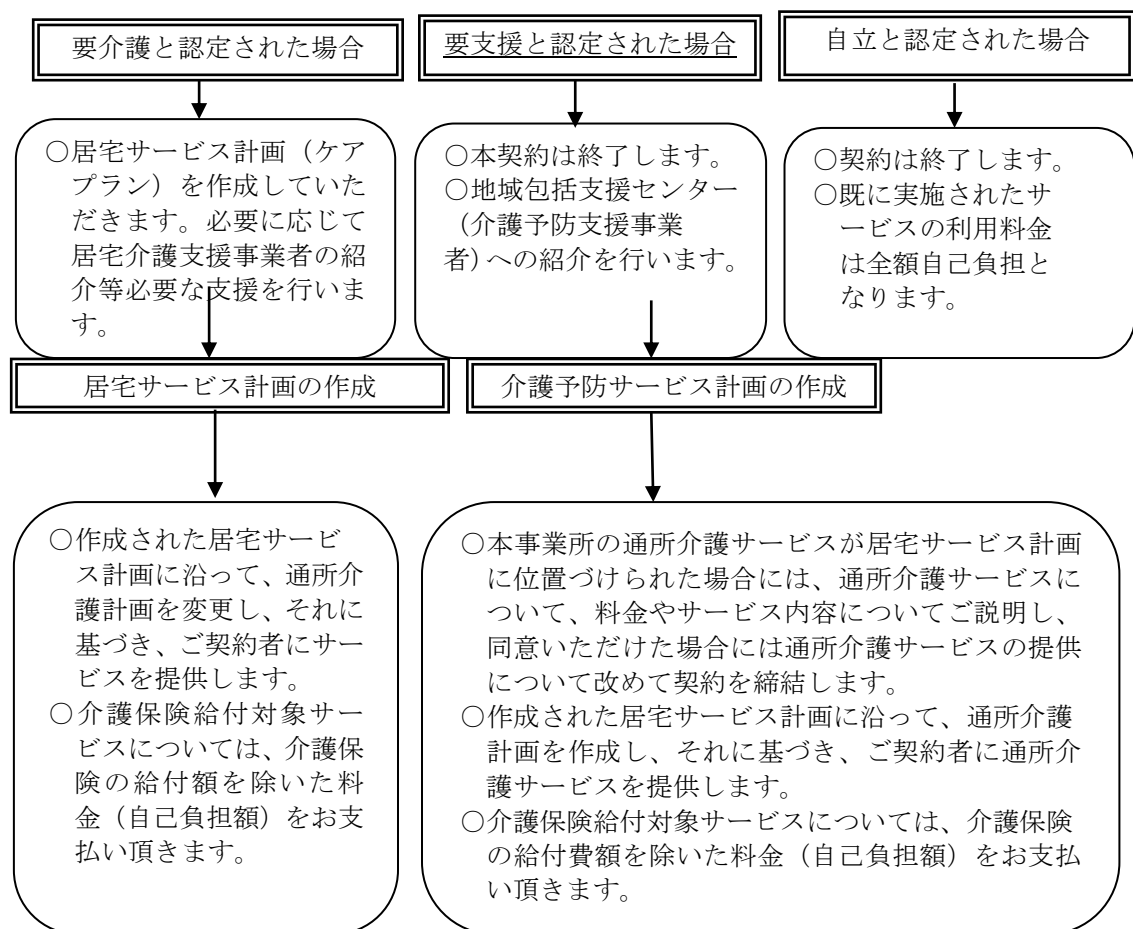


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画 (ケアプラン)」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、記録を整備した日から5年間保存するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
 - ・サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

5. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができ

ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 15 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（３）契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。